

国土交通省 防災業務計画

- ・ 災害対策基本法第36条に基づき、国土交通省が防災に関してとるべき措置などを定めた計画
- ・ 国土交通省が、自然災害や重大事故において、予防、応急対策、復旧・復興の各段階でとるべき諸施策を規定
- ・ 平成14年5月に作成され、直近では令和6年7月に修正

主な修正内容

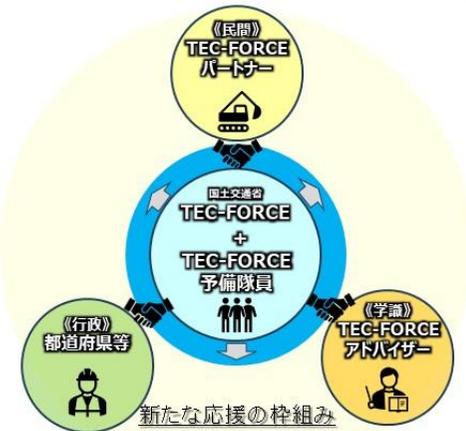
※首都直下地震対策計画、南海トラフ巨大地震対策計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画についても、あわせて修正

◆ 関連法令の改正及び施行を踏まえた修正

- 道路法等の一部改正を踏まえた修正
 - ・ 道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化
- 航空法等の一部改正を踏まえた修正
 - ・ 地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行
- 港湾法等の一部改正を踏まえた修正
 - ・ 港湾における官民協働での高潮対策（協働防護）
- 災害対策基本法等の一部改正を踏まえた修正
 - ・ TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携強化による被災自治体への新たな応援体制の構築



協働防護に係る対策例(イメージ)



TEC-FORCEの新たな応援体制の構築

◆ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- 迅速な被害認定調査のための関係機関との連携
 - ・ 不動産鑑定士等の団体との平時における応援協定の締結等の支援
- 上下水道一体となった災害対応
 - ・ 最優先で復旧すべき箇所の事前選定、宅内配管の復旧の体制構築等
- 道路の被害情報の収集
 - ・ ITSスポットや可搬型路側機、AIwebカメラ等による情報収集強化
- 災害用井戸・湧水等の代替水源確保の推進
 - ・ 災害用井戸・湧水等による代替水源確保のための平時からの準備



道路の被災状況等の公表

※ETC2.0データ等を活用し現地の通行や被害状況を地図上で重ね合わせ、迅速にHPで公表



住民による自主的な井戸利用(羽咋市)